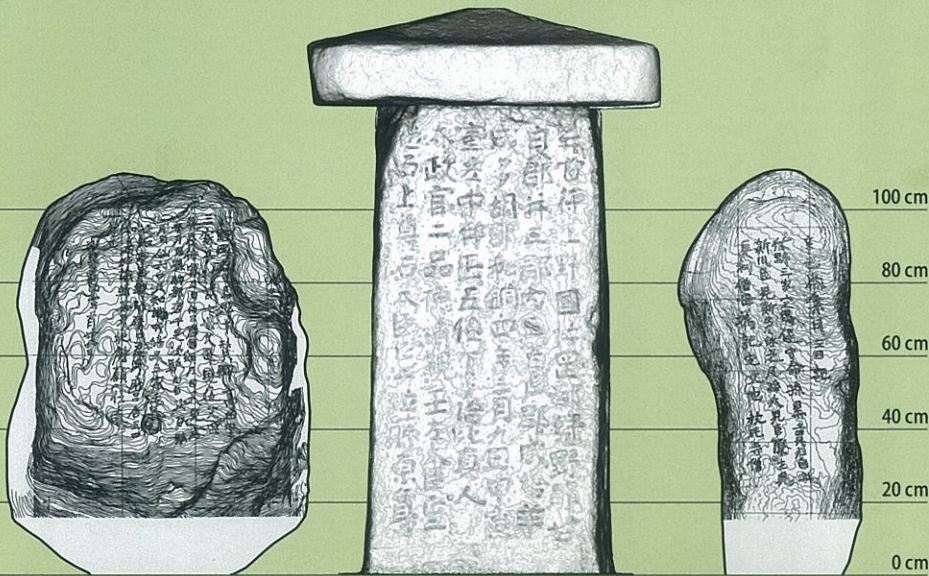


三上野 碑

トリアンチヤンピ



特別史跡 山上碑及び古墳
特別史跡 多胡碑
特別史跡 金井沢碑



■ 金井沢碑実測図

■ 多胡碑実測図

■ 山上碑実測図

A 金井沢碑

金井沢碑の覆屋

JR高崎駅から上信電鉄「根小屋駅」下車。徒歩10分。現地にトイレ・水道あり。

B 山上碑・山上古墳

山上碑覆屋と古墳

JR高崎駅から上信電鉄「西山名駅」または「山名駅」下車。徒歩20分。長い階段あり。トイレ・水道あり。



■ 上野三碑周辺マップ



■ 上野三碑とは

上野三碑とは、群馬県—古代上野国—高崎市南部地域に所在する、飛鳥・奈良時代に造立された三つの石碑の総称です。日本国内で現存する平安時代以前の古碑はわずかに二十例ほどに過ぎず、高崎市域における三例の集中は、歴史的にきわめて特筆されます。このような重要性から、三碑はいずれも国の特別史跡に指定されています。

それぞれの碑文からは、千三百年前頃の地方行政制度のあり方、古代豪族の婚姻や氏族のつながり、仏教思想の広がりなど実に多くのことが明らかにになり、古代東国史の一級史料と評価されています。

文字を駆使し、石碑を建てる文化は、飛鳥時代に朝鮮半島や中国からもたらされたものです。このため、当地域の豪族の地域経営には、渡来人の知識層—主として新羅系の人々—が参画し、当時の日本の中でも高い文化度を誇っていたと考えられます。

■ 日本の古代石碑・石塔 (現存するもの)

NO	名称	所在地または由来地	年代	種類区分
1	宇治橋碑	京都府宇治市	大化2 (646) 年以降	架橋記念碑
2	山上碑	群馬県高崎市	辛巳 (681) 年	追善供養碑
3	那須国造碑	栃木県大田原市	庚子 (700) 年	墓碑・顕彰碑
4	多胡碑	群馬県高崎市	和銅4 (711) 年	建郡碑
5	超明寺碑	滋賀県大津市	養老元 (717) 年	記念碑
6	元明天皇陵碑	奈良県奈良市	養老5 (721) 年	墓碑
7	阿波国造碑	徳島県石井町	養老7 (723) 年	墓碑
8	金井沢碑	群馬県高崎市	神亀3 (726) 年	供養碑
9	竹野王多重塔	奈良県明日香村	天平勝宝3 (751) 年	記念銘
10	仏足石	奈良県奈良市	天平勝宝5 (753) 年	足石
11	仏足石跡歌碑	奈良県奈良市	天平勝宝5 (753) 年	歌碑
12	多賀城碑	宮城県多賀城市	天平宝字6 (762) 年	記念碑
13	宇智川磨崖碑	奈良県五條市	宝亀9 (778) 年	磨崖碑
14	浄水寺南門碑	熊本県宇城市	延暦9 (790) 年	造寺碑
15	浄水寺灯籠竿石	熊本県宇城市	延暦20 (801) 年	寄進碑
16	山上多重塔	群馬県桐生市	延暦20 (801) 年	延暦20 (801) 年
17	浄水寺寺領碑	熊本県宇城市	天長3 (826) 年	寺領碑
18	浄水寺如法経碑	熊本県宇城市	康平7 (1064) 年	如法経塔

C 多胡碑

多胡碑の覆屋

JR高崎駅から上信電鉄「吉井駅」下車。徒歩25分。タクシー5分。上信越自動車道吉井I.Cより7分。JR高崎駅からタクシー12分。トイレ・水道あり。

主要参考文献

尾崎喜左雄1980『上野三碑の研究』尾崎先生著書刊行会
 国立歴史民俗博物館1997『古代の碑』
 平野邦雄監修1999『東国石文の古代史』吉川弘文館(叢書「金井沢碑を読む」所収)
 白石太一郎2003『山上古墳と山上碑』『古墳時代の日本列島』青木書店
 東野治之2005『日本古代金石文の研究』岩波書店
 前沢和之2008『古代東国の石碑』山川出版社
 松田猛2009『上野三碑』同成社
 義江明子1986『日本古代の氏の構造』吉川弘文館

多胡碑記念館

TEL027-387-4928

開館時間：午前9時30分～午後5時(受付は午後4時30分まで)
 休館日：月曜日(祝日の場合は翌日)・年末年始
 入場料金：大人200円(160円)・大学生100円(80円)・小・中学生・高校生無料。()内は20名以上の団体割引料金
 65才以上・障害者およびその介護者1名は無料。

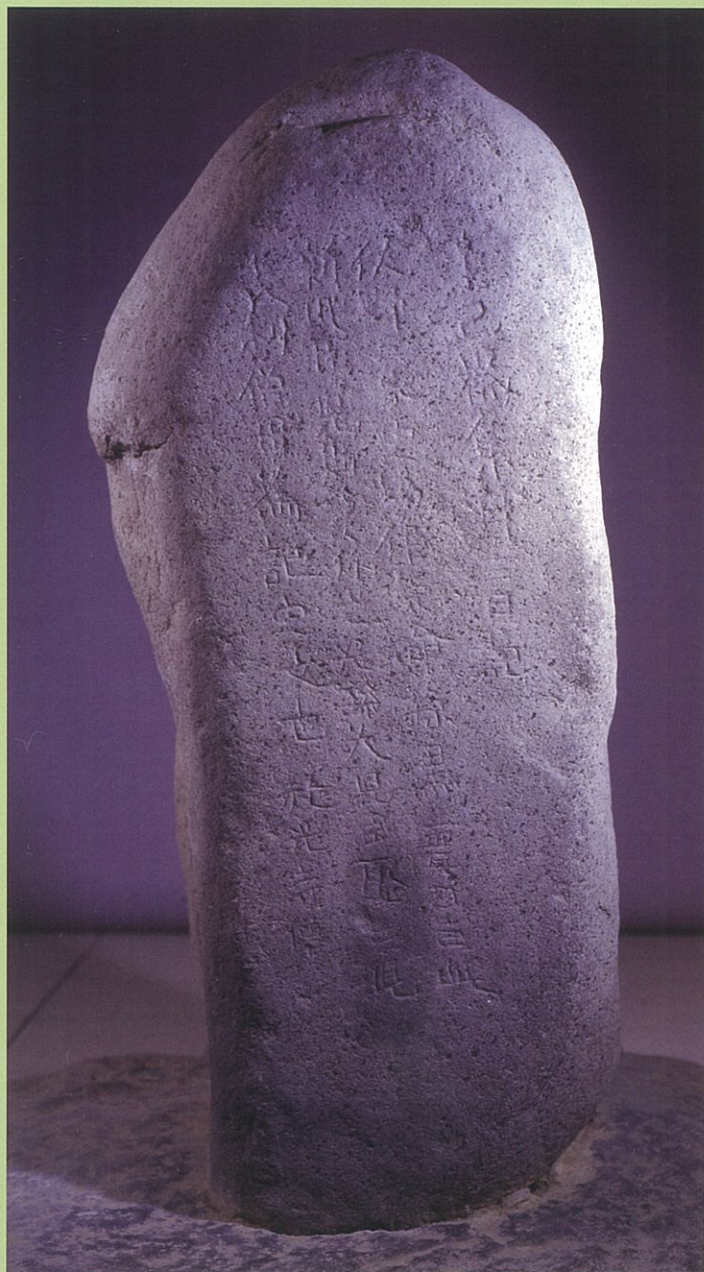


特別
史跡

やまのうえひ

山上碑及び古墳

所在地 高崎市山名町字山神谷二一〇四
指定年月日 大正一〇(一九二一)年三月三日
史跡 昭和二九(一九五四年)三月二〇日
特別史跡



山上碑

解説

山上碑は、完存するものに限れば日本最古の石碑として知られ、古代最大の内乱「壬申の乱」を征して即位した天武天皇の時代に造立されました。

碑文は、佐野三家を管理した豪族の子女である黒売と、その子である長利の系譜を述べたもので、隣接した山上古墳に埋葬されたとみられる黒売の追善供養碑の性格をあわせ持っています。

三家(＝屯倉)は、六世紀から七世紀前半にかけて各地の軍事・経済的要地に置かれたヤマト政権の直轄地のことで、佐野三家は高崎市南部の烏川兩岸(現在の佐野・山名地区一帯)にまたがって設置されていたと推定されます。

佐野三家は、現地豪族と中央から派遣された技術者によって経営されたとみられ、碑文では豪族の黒売が屯倉管理者の始祖に位置づけられています。

ところで碑文の「孫」は子孫に、「兄」は子の意に解されます(義江明子説)。健守の子孫の黒売が、赤城南麓の豪族とみられる新川臣(現桐生市西部の新川か)の子孫大兄臣(現前橋市東部の大胡か)と結婚

して長利が生まれたのであり、長利は碑文の起草時の自分の立場(放光寺の僧)を明記しています。

彼が勤めた放光寺は、「放光寺」の文字を刻んだ瓦が出土した前橋市総社町の山王廃寺だと推定されます。山王廃寺はこの頃、東国で最古・最大級の寺院だったことが発掘調査によって判明しています。当時、仏教は新たに伝わった先進の思想体系だったため、東国有数の名刹の僧であった長利は、相当な知識者だったはず。その彼が名族の血を引く母と自己を顕彰し、母を追善するため、碑文を刻ませたのでしよう。

山上碑の形状は、朝鮮半島の新羅の石碑に類似しており、碑の造立に際しては当地の新羅系渡来人が深く関わったと推定されます。

渡来人の知識層―主として新羅系の人々―が参画し、当時の日本の中でも高い文化度を誇っていたと考えられます。

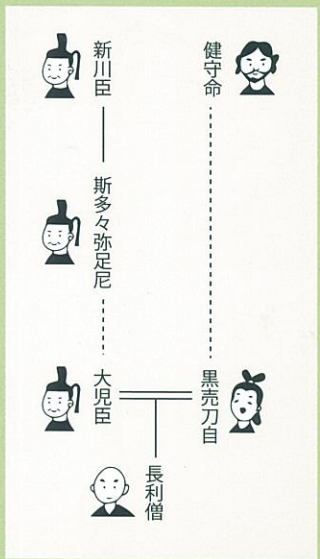
碑の現状

大きさは高さ一一一センチ、幅四七センチ、厚さ五二センチ。硬質の輝石安山岩の自然石を使用し、前面の平らな部分に、縦書き四行で五三字が刻まれている。風化のため一部判読しにくい部分がある。

銘文

辛巳歲集月三日記
佐野三家定賜健守命孫黒売刀自此
新川臣兒斯多々弥足尼孫大兄臣娶生兒
長利僧母為記定文也 放光寺僧

山上碑にみる人間関係図



読み方

辛巳歲集月三日に記す。佐野三家を定め賜える健守命の孫の黒売刀自、此れ新川臣の兒の斯多々弥足尼の孫の大兄臣に娶きて生める兒の長利僧が、母の為に記し定むる文也。放光寺僧

現代語訳

辛巳年(天武天皇十年＝西暦六八一年)十月三日に記す。

佐野屯倉をお定めになった健守命の子孫の黒売刀自。これが、新川臣の子の斯多々弥足尼の子孫である大兄臣に嫁いで生まれた子である(わたくし)長利僧が、母(黒売刀自)の為に記し定めた文である。放光寺の僧。

*用語
刀自＝女性の尊称
足尼＝男性の尊称

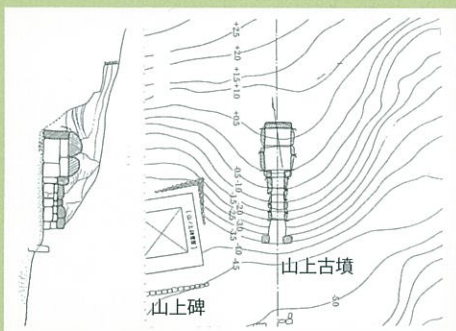
山上古墳

山上古墳は、山上碑の東隣にある直径15mの円墳で、南斜面に山寄せ式で造られています。中心には南に開いた横穴式石室(奥行き7.4m)があり、地元産の凝灰岩を切り組んで仕上げられています。こうした切石積み石室は古墳としては最末期のもので、飛鳥時代(7世紀)に盛行したものです。

なかでも本古墳は、群馬県と同種の石室のなかでは最も古い7世紀前半から中頃のもので、新しい技術を獲得した当地の有力豪族(佐野三家の族長)が埋葬されたと考えられます。

この古墳は、山上碑の建てられた時期(681年)よりも数十年古いため、もともと黒売刀自の父の墓として造られ、後に黒売刀自を追善したものでしょう。このように婚出した女性が、実家の墓に埋葬(帰葬)された事実は、古代家族制度を知るうえで重要な情報を提供します。

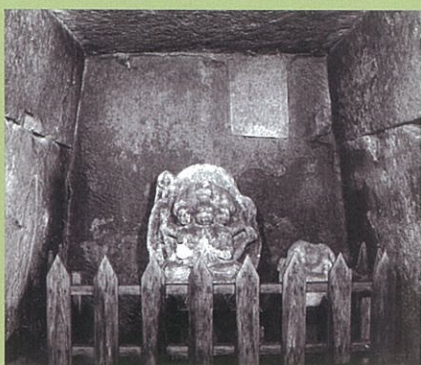
本古墳の西方には、よく似た造りの山上西古墳があり、山上碑がある柳沢川の谷が佐野三家代々の王家の谷であったことをよく示しています。



山上古墳墳丘および石室断面 S=1/500



山上古墳の現状



山上古墳の切石積みの石室

多胡碑

所在地 高崎市吉井町池一〇九五
 指定年月日 大正一〇(一九二一)年三月三日
 史跡 昭和二九(一九五四)年三月二〇日
 特別史跡



多胡碑

解説

多胡碑は、中央政府からの命令で、上野国の片岡郡・緑野郡・甘良郡の三郡内から三百戸を割り、新たに多胡郡を建てたことを記念した建郡碑です。左上頁の読み(東野治之氏の説のように、建郡に際して「羊」という人物を郡司に起用したと解するのが主流ですが、「羊」を方位や別な字の略字とみなす学説もあります。

碑文は、朝廷の左中弁正五位下の位にある多治比真人から上野国にあてて発行された和銅四(七一一年)三月九日宣旨の公文書を略記したとみられ、末尾には太政官の穂積親王、左大臣の石上尊(和銅四年当時は石上麻呂、右大臣の藤原尊(同じく藤原不比等)など、政府高官の名を挙げて建郡を正統化していると考えられます。

日本の正史である『続日本紀』和銅四年三月辛亥(六日)の条には「上野国甘良郡の織裳・韓級・矢田・大家、緑野郡の武美、片岡郡の山等の六郷を割いて、別に多胡郡を置く」とあって、多胡碑の記述と合致します。当時の規定では一郷は五〇戸からなるた

め、多胡郡の六郷の戸数と碑文の「三百戸」も一致しています。

多胡郡の範囲は、現在の高崎市吉井地区から山名町一带とみられますが、そこはかつて緑野屯倉や佐野屯倉など、ヤマト政権の直轄地が設定されていた領域と重なります。このため、かねてより中央との関わりが深い経済上の要地であったと考えられ、奈良・平安時代には、上野国有数の一大手工業地帯(窯業・布生産)に成長しています。このため、建郡にあたっては、その経済力に期待する中央の強い意思が働いたと推定されます。当時、朝廷は東北地方の蝦夷計略を進めており、その財源にあてられた可能性も考えられます。

なお、多胡碑は地元では羊太夫伝説に彩られ、「ひつじさま」としても崇敬されています。また、中世・近世の文人・学者・書家の研究対象として長い研究の歴史を有しています。なかでも、江戸時代中頃には、朝鮮通信使を通じて中国にまでその書風が知られ、近代日本の書家にも大きな影響を与えました。

碑の現状

笠石・碑身・台石から構成され、笠石は幅九五センチ、奥行九〇センチ、中央厚さ二七センチ、軒面厚さ一五〜一七センチで、方形の笠のような形で下部がへこんでいる。碑身は高さ一二九センチ、幅六九センチ、厚さ六一センチの方柱状で上部に低いホゾがあり、この上に笠石が載っている。牛伏砂岩といわれる花崗岩質砂岩(別名天引石・多胡石)の転石を成形し、前面の平らな部分に縦書き六行で八〇字が丸底彫りされている。台石は第二次大戦後、コンクリート製に造り替えられた。

銘文

弁官符上野国片岡郡緑野郡甘良郡并三郡内三百戸郡成給羊成多胡郡和銅四年三月九日甲寅宣左中弁正五位下多治比真人太政官二品穂積親王左大臣正二位石上尊右大臣正二位藤原尊

読み方

弁官符す。上野国の片岡郡・緑野郡・甘良郡并せて三郡の内、三百戸を郡と成し、羊に給いて多胡郡と成せ。和銅四年三月九日甲寅に宣る。左中弁・正五位下多治比真人。太政官・二品穂積親王、左大臣・正二位石上尊、右大臣・正二位藤原尊。

現代語訳

朝廷の弁官局から命令があった。上野国片岡郡・緑野郡・甘良郡の三郡の中から三百戸を分けて新たに郡をつくり、羊に支配を任せる。郡の名は多胡郡となさい。和銅四(七一一年)三月九日甲寅。左中弁正五位下多治比真人による宣旨である。太政官の二品穂積親王、左大臣正二位石上(麻呂)尊、右大臣正二位藤原(不比等)尊。

本用語
尊 | 敬称

多胡郡の郷名

- 織裳郷** もと甘良郡。高崎市吉井町根根に地名が残る「折茂」地域が織裳郷と推定されています。
- 韓級郷** もと甘良郡。高崎市吉井町神保に鎮座する辛科神社周辺が韓級郷と推定されています。
- 矢田郷** もと甘良郡。高崎市吉井町矢田に地名があり、この地域が矢田郷と推定されています。古くは「八田」と書きました。
- 大家郷** もと甘良郡。多胡碑の所在する場所が高崎市吉井町池の「御門」という地名であり、多胡郡家(郡役所)の所在地とみられていることから、この地域が大家郷と推定されています。
- 武美郷** もと緑野郡。この郷名は地名に残っていませんが、かつての緑野郡である藤岡市に隣接する高崎市吉井地区の南東地域と推定されています。
- 山部郷** もと片岡郡。『続日本紀』に「山等」とあり、桓武天皇の諱である「山部」を避けて「山字」と改められたことから、高崎市山名町地域が山部郷と推定されています。



「多胡郡織裳郷」刻書瓦
 (上野国分僧寺出土。平安時代)
 現品:群馬県教育委員会所蔵



多胡郡推定範囲図

金井沢碑

所在地 高崎市山名町金井沢二二三四
指定年月日 大正一〇(一九二一)年三月三日
史跡 昭和一九(一九五四)年三月二〇日
特別史跡



金井沢碑

解説

金井沢碑は、奈良時代初期の神亀三(七二二)年に、三家氏を名乗る氏族が、同族とともに仏教の教えで結びつき、祖先の供養、一族繁栄を祈るために造立した石碑です。

三家氏は、山上碑に記された「佐野三家(屯倉)」を経営した豪族の末裔とみられます。碑文の冒頭に「上野国群馬郡下賛郷高田里」と刻まれていることから、その居宅は現在の高崎市南部、烏川東岸の佐野(賛)地区に存在したようです。

しかし、本碑や山上碑は、その対岸にあたる烏川西岸(山名地区)に所在するため、佐野三家の領域および三家氏の勢力圏は、広く烏川両岸に及んでいたと考えられます。

碑文には、続けて九口(人)の人名が刻み込まれています。彼らの関係はこれまで様々に解釈されてきましたが、近年では、願主で男性の三家子□(□は欠字)とその妻一子孫からなる六人の直系血族(うち女性四人)グループと、同族三人からなる既存の信仰グループが結びつき、この碑を造立したとす

る勝浦令子氏の説が支持されています(左の頁参照)。

また碑文からは、大宝律令(七〇一年)以後に定まった行政制度(国郡郷里制)の施行が確認できるほか、郡郷名を好字で二字に改訂することを命じた和銅六年(七一三年)の政令の実施も確かめられます。これに伴って、従前の「車」の表記は「群馬」読みはそのまま「くるま」の二字に変更され、今日の県名のルーツとなっています。

なお、本碑の「群馬」の文字(碑では「羣馬」)は、在地において最古の「群馬」の用例となります。

このように本碑は、古代東国の家族関係・氏族関係、仏教の普及と有力な仏教教団の成長、地方行政制度の実態などを知るうえできわめて重要な史料です。同時に山上碑・金井沢碑を相次いで残した佐野三家関係氏族の文化度の高さをよく示しています。

※①大宝元(七〇)年…国郡里制②養龜元(七二五年)…国郡郷里制③天平十二(七四〇)年…国郡郷制本碑は②の段階。

碑の現状

大きさは高さ一一〇センチ、幅七〇センチ、厚さ六五センチ。硬質の輝石安山岩の自然石を使用し、前面の平らな部分に、縦書き九行で二二文字が刻まれている。風化のため文字が判読しにくい部分がある。

銘文(□は欠字)

上野国羣馬郡下賛郷高田里
三家子□為七世父母現在父母
現在侍家刀自□□君目□刀自又児□
那刀自孫物部君午足次駙刀自次□
刀自合六口又知識所結人三家毛人
次知万呂鍛師儀マ君身麻呂合三口
如是知識結而天地誓願仕奉
石文
神龜三年丙寅二月廿九日

読み方

上野国群馬郡下賛郷高田里の三家子□が、七世父母と現在父母の為に、現在侍る家刀自の他田君目類刀自、又児の加那刀自、孫の物部君午足、次に駙刀自、次に若駙刀自の合せて六口、又知識を結びし所の人、三家毛人、次に知万呂、鍛師の儀部君身麻呂の合せて三口、是の如く知識を結び而して天地に誓願し仕え奉る石文
神龜三年丙寅二月廿九日

現代語訳

上野国群馬郡下賛郷高田里に住む三家子□が(発願して)、祖先および父母の為に、ただいま家刀自(主婦)の立場にある他田君目類刀自、その子の加那刀自、孫の物部君午足、次の駙刀自、次の若駙刀自の合せて六人、また既に仏の教えで結ばれた人たちである三家毛人、次の知万呂、鍛師の儀部君身麻呂の合せて三人が、このように仏の教えによって(我が家と一族の繁栄を願って)お祈り申し上げる石文である。
神龜三年(七二六年)丙寅二月廿九日

*用語

家刀自 家を統括する女性の位。主婦。
知識 仏教の教え。
鍛師 製鉄や金属加工に携わる職。

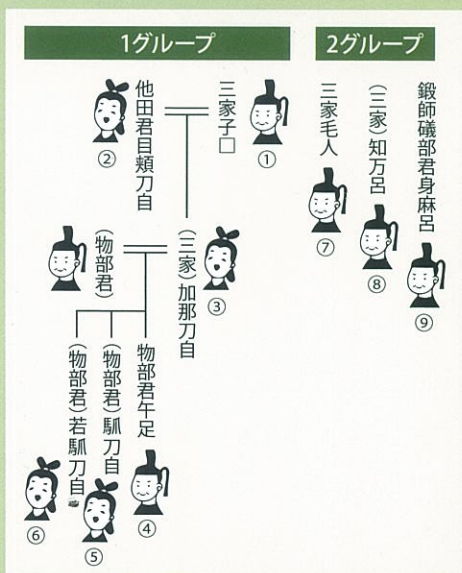
碑文にみる古代の家族

金井沢碑の碑文からは、次のような豪族の家族間関係が類推できます。

- ①豪族層の主婦(家刀自)は、実家の氏姓を冠して呼ばれたこと(目類刀自は他田君氏から三家氏に嫁ぎ、他田君目類刀自と称された)。
- ②願主の三家子□と目類の間生まれた加那刀自は、物部君氏に嫁ぎ、息子の物部君午足や娘の駙刀自・若駙刀自をもうけたが、加那刀自以下の物部家の4人は、婚後もこぞって実家の祭祀に参加していること。
- ③三家毛人・知万呂といった三家氏一族や、金属生産加工を職とする儀部氏、加那刀自の嫁ぎ先である物部君氏らが婚姻と先祖供養・仏教儀礼を通じて氏族の結束を固めていること。
- ④碑文に登場する九人のうち四人が女性であり、女性が氏族の結束に強い役割を果たしていること。

ちなみに高崎市域から甘楽郡にかけては「物部」の氏名を刻んだ遺物が多く出土することから、古代の地域経営には、物部氏系の氏族が深く関与していたと考えられます。

金井沢碑の人間関係図



「物部私印」の文字がある銅印 (矢中村東遺跡出土。平安時代)

